

公益財団法人菊葉文化協会役員等報酬等支給規程

平成24年4月1日 施行

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号並びに公益財団法人菊葉文化協会（以下「協会」という。）定款第17条及び第33条の規定に基づき、協会の理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 非常勤役員等（現に国の機関又は地方公共団体の職員である者を除く。）には、理事会及び評議員会への出席等職務の対価としての報酬を支給する。

- 2 常勤理事には、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- 3 常勤理事には、通勤に要する通勤手当等を支給し、その計算方法は、公益財団法人菊葉文化協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準ずる。

(役員等の報酬等の総額)

第4条 常勤及び非常勤理事に対する報酬等（退職手当を除く。）の総額は、毎年度600万円以内、非常勤監事に対する報酬等の総額は、毎年度40万円以内とする。

(非常勤役員等の報酬及び費用の額)

第5条 非常勤役員等の報酬の額は、1回につき1万5千円とする。ただし、議長及び非常勤監事（税理士の資格を有する者に限る。）は、1回につき2万円とする。

- 2 役員等に対する費用の弁償の額については、理事長が定める。

(常勤理事の報酬・賞与の額)

第6条 常勤理事の定例報酬月額は、常勤理事俸給表(別表1)のとおりとする。

2 常勤理事の賞与は、常勤理事賞与支給基準(別表2)に基づき、定例報酬月額に支給区分に応じた月数を乗じた額とする。

3 常勤理事の報酬及び賞与は、常勤理事俸給表及び常勤理事賞与支給基準のうちから、理事長が理事会の承認を得て定める。

(日割計算等)

第7条 常勤理事の報酬等の日割計算及び端数の処理については、職員給与規程第5条及び第6条に定める例による。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等の報酬等は、その金額を通貨で直接役員等に支給する。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支給すべき報酬等の額から、その金額を控除して支給する。

2 役員等が報酬等の全部又は一部について自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支給することができる。

(報酬の支給日)

第9条 常勤理事の報酬は、その月の月額的全額を毎月16日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条第3項に準じて支給する。

(退職手当の額)

第10条 常勤理事が退職した場合には、退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、常勤理事退職手当支給基準(別表3)に基づき、定例報酬月額に在職年数に応じた支給割合を乗じた額とする。

3 在職期間の計算等については、公益財団法人菊葉文化協会職員退職手当規程に準ずる。

(公表)

第11条 協会は、この規程をもって、認定法第20条第2項の規定に基づく報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表1) 常勤理事俸給表

号	月額 (円)
1	160,000
2	180,000
3	200,000
4	220,000
5	240,000
6	260,000
7	280,000
8	300,000
9	320,000
10	340,000
11	360,000
12	380,000
13	400,000

(別表2) 常勤理事賞与支給基準

区分	定例報酬月額に対する支給月数
1	2.5月
2	3.0月
3	3.5月
4	4.0月
5	4.5月

(別表3) 常勤理事退職手当支給基準

在職年数	定例報酬月額に対する支給割合
1年	1.0
2年	2.0
3年	3.0
4年	4.0
5年以上	5.0